

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）に係る処分基準について（意見公募期間 平成 27 年 4 月 28 日から 5 月 25 日まで 提出意見の数 0 件）

公開日 2015 年 05 月 29 日

1 規則等の題名

道路交通法に係る処分基準

2 根拠法令・条項

道路交通法第 108 条の 3 の 4

3 公募する規則等の概要

道路交通法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 43 号）の一部が平成 27 年 6 月 1 日から施行され、新たに道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 108 条の 3 の 4 において自転車の運転による交通の危険を防止するための講習に関する規定が定められることに伴い、当該講習の受講を命ずる場合の処分基準を定めるものです。

4 行政手続条例に基づくものか任意のものか

高知県行政手続条例（平成 7 年高知県条例第 45 号）に基づく意見公募

5 規則等の制定日

平成 27 年 5 月 29 日

6 結果公示の日

平成 27 年 5 月 29 日

7 意見公募の期間

平成 27 年 4 月 28 日（火）から平成 27 年 5 月 25 日（月）まで

※意見公募期間が 30 日未満の理由

この処分基準については、道路交通法の一部を改正する法律の一部が施行される平成 27 年 6 月 1 日までに定める必要があること及び提出意見に対する考慮期間が必要であることから、意見公募期間を短縮するものです。

8 提出された意見の数

0 件

9 結果の概要

提出された意見は、ありませんでした。

10 結果資料等の閲覧場所

- 高知県警察ホームページ
- 高知県警察本部交通部交通企画課での閲覧
- 高知県庁県民室（本庁舎 1 階）での閲覧
- 各福祉保健所（須崎を除く。）及び須崎農業振興センターでの閲覧

11 担当者・連絡先

高知県警察本部交通部交通企画課

電話：088 - 826 - 0110（内線 5012・5016）